

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
消費税	● 8%への引上げ	○				→ ● 10%への引上げ
子ども・子育て支援		● 予定通り27年4月から実施		子ども・子育て支援新制度		
	● 育児休業中の経済的支援の強化					
医療・介護	● 診療報酬改定 ● (医療分)	● 介護報酬改定 ● (介護分)	● 診療報酬改定		● 診療報酬改定 ● 介護報酬改定	
	● 国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充		● 地域医療介護総合確保基金			
		● 国保への財政支援の拡充				
		● 高額療養費の見直し			● 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し	
			一部段階的に実施	●		
		● 地域支援事業の充実				
一部実施	● 介護保険 1 号保険料の低所得者軽減強化					● 完全実施
		● 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等				
年金		○		● 年金生活者支援給付金		●
				● 受給資格期間の短縮		
	● 遺族基礎年金の父子家庭への拡大					

(注)年金生活者支援給付金と介護保険 1 号保険料の低所得者軽減強化については、現在の法律の規定やこれまでの社会保障の充実の考え方から記載。(消費税率 10% 時までに実施)

社会保障・税一体改革による社会保障制度改革の主な取組状況

主な実施事項	
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年金機能強化法の一部施行(平成26年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、遺族基礎年金の父子家庭への拡大、産前・産後休業期間中の厚生年金保険料の免除 ○育児休業中の経済的支援の強化(平成26年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付の支給割合の引上げ(50%→67%)
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消等の量的拡充や保育士の待遇改善等の質の改善を実施 ○医療介護総合確保推進法の一部施行 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県において、地域医療構想を策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進(平成27年4月～) ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(平成27年4月～) ・低所得者への介護保険の一号保険料軽減を強化(平成27年4月より一部実施、消費税率10%時までに完全実施) ・一定以上の所得のある介護サービスの利用者について自己負担を1割から2割へ引上げ等(平成27年8月～) ○被用者年金一元化法の施行(平成27年10月～) <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金と共に共済年金の一元化
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年金機能強化法の一部施行(平成28年10月～) <ul style="list-style-type: none"> ・大企業の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(501人以上の企業対象)
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年金改革法の一部施行(平成29年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(労使合意を前提として500人以下の企業対象) ○年金機能強化法の一部施行(平成29年8月～) <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化 <ul style="list-style-type: none"> (平成30年4月～、医療保険制度改革関連法案関係) ○医療計画・介護保険事業(支援)計画・医療費適正化計画の同時策定・実施(平成30年4月～) ○年金改革法の一部施行(平成30年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価の上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年金改革法の一部施行(平成31年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除(財源として国民年金保険料を月額100円程度引上げ) ○年金生活者支援給付金法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・年金を受給している低所得の高齢者・障害者等に対して年金生活者支援給付金を支給(消費税率10%時までに実施)
平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年金改革法の一部施行(平成33年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ・年金額改定において、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底

(注)年金生活者支援給付金と介護保険1号保険料の低所得者軽減強化については、現在の法律の規定やこれまでの社会保障の充実の考え方へ従って記載。